

(基本利用料)

	基本料金(注1)	利用者負担
20分未満	3,100円	310円
20分以上30分未満	4,630円	463円
30分以上1時間未満	8,140円	814円
1時間以上1時間30分未満	11,170円	1,117円

(加算項目と料金)

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本料金	利用者負担金
時間外の加算	早朝(6:00~8:00) 夜間(18:00~22:00)	該当サービス料金の25%	
	深夜(22:00~6:00)	該当サービス料金の50%	
緊急時訪問看護加算	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行える体制を整えている場合	5,400円	540円
特別管理加算(Ⅰ)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態	5,000円	500円
特別管理加算(Ⅱ)	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態	2,500円	250円
初回加算	新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護を提供した月に加算	3,000円	300円
退院時共同指導加算	医療機関からの退院後に円滑に訪問看護が提供できるよう、入院中に訪問看護ステーションの看護師等が医療機関と共同し在宅での療養上必要な指導を行った場合	6,000円	600円
ターミナルケア加算	利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合	20,000円	2,000円

サービス提供体制強化加算	<p>下記の基準に適合している場合</p> <p>①すべての看護師に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、計画に従って研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定していること</p> <p>②利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は該当指定訪問看護事業所における訪問看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的を開催すること</p> <p>③全ての看護師等に対し、健康診断等を定期的実施すること</p> <p>④看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること</p>	60円	6円
複数名訪問加算	<p>同時に複数の看護師等が1人の利用者に訪問看護を行った場合に加算</p> <p>○同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ていること</p> <p>○次のいずれかに該当すること</p> <p>①利用者の身体的理由により1人の看護師による訪問看護が困難と認められる場合</p> <p>②暴力行為、著しい迷惑行為、器物損壊行為等が認められる場合</p> <p>③その他利用者の状況から判断して、①又は②にじゅんずると認められる場合</p>	所要時間が30分未満の場合	
		2,540円	254円
		所要時間が30分以上の場合	
		4,020円	402円
長時間訪問看護加算	<p>指定訪問看護で特別な管理を要する利用者で、所要時間1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行って、通算1時間30分以上となるとき</p>	3,000円	300円